

＜利用者の声＞

医療機関が連携先に伝達する検査画像データが、より多く提供できるようになった
 一昔前では考えられなかった病院間の医療情報共有が実現された地域に住んでいてよかった

ー「とねっと」導入に対する医療従事者の反応を教えてください。
 現場の医療従事者からは、「以前はCD-ROMを使って検査画像のデータを連携先の医療機関に提供していたため、提供できる画像枚数がわずかであったが、地域医療ネットワークシステムを活用することによって、枚数を気にせずに提供できるようになった。」
 「40年ほど前カルテの共有化を進める仕事をしたが、医師の間で抵抗が強く、共有化は考えられなかった。それが病院間をまたぎ医療情報が共有されるようになり、素晴らしい地域に住んでいて良かったと感じている。」といった声が寄せられています。

ーかかりつけ医カードを活用した救急患者搬送支援に関する取組について教えてください。

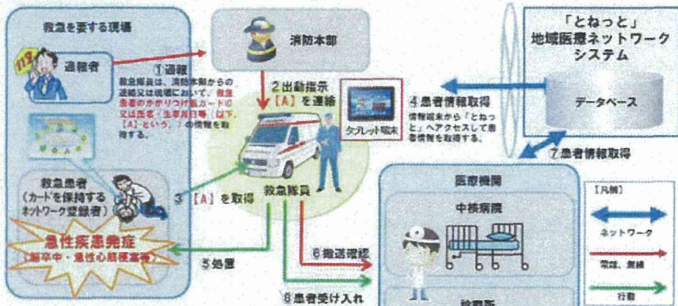
「とねっと」では、参加同意書を取得する際、救急搬送時には、救急隊及び搬送先医療機関が、必要な患者情報を取得し、患者への迅速な処置や搬送に活用することについて同意を得ることによって、救急搬送時であれば、公開を同意していない医療機関等であっても、患者の医療情報を利用できるようにしています。

救急搬送時、救急隊は患者のかかりつけ医カードID又は氏名・生年月日をもとに、救急車に搭載するタブレット端末で「とねっと」から患者情報を取得して、患者の状態にあった搬送先を選定、搬送先の了承を得て患者を搬送します。受入先では「とねっと」の情報を診断や処置に役立てることができます。



携帯端末で患者情報を照会する救急隊員

システムが本格稼働した平成24年7月から平成25年3月末までに救急搬送した42人の「とねっと」参加患者のうち、本人や家族等から聴取できた方を除く26人の搬送において、「とねっと」が効果をあげており、救急搬送における「とねっと」の有効性を実感しています。



「かかりつけ医カード」を活用した救急患者搬送支援イメージ

また、救急車に搭載した携帯端末から、各医療機関の応需情報を管理する埼玉県救急医療情報システムを利用することも検討しており、「とねっと」とを合わせて活用することで、効果的かつ効果的な救急搬送を実現したいと考えています。

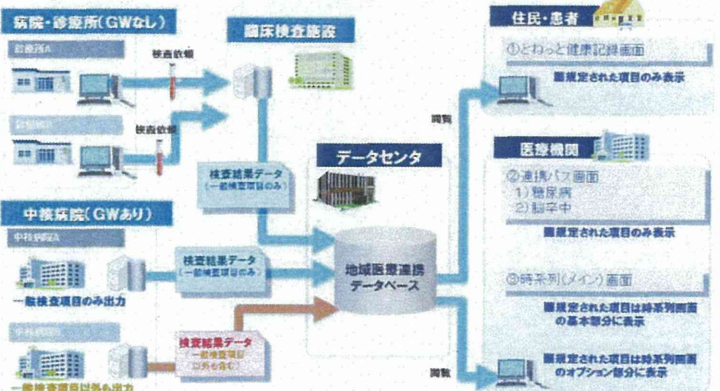


ー「とねっと」の健康記録システムについて教えてください。
 「とねっと」では、患者自ら、身長、体重、血圧、検査値（健診項目程度）を登録/更新できる健康記録システムを運営しています。本システムは、患者本人が健康増進や重症化予防のために利用するだけでなく、「とねっと」参加医療機関において診療の補助に活用していただくこともできます。



健康記録システム画面イメージ

ー臨床検査施設の参加状況について教えてください。
 「とねっと」では、各医療機関が実施した血液検査等の分析を行う臨床検査施設から、検査結果が直接データセンタに登録され、中核病院や診療所における検査数値の迅速な共有と、検査結果の入力に係る医療機関の業務負荷の軽減を図っています。
 データセンタに登録された検査結果は、健康記録システムや連携パス画面でも、規定された項目を確認することができます。
 この取組には、平成25年3月現在、北埼玉医師会立メディカルセンター、保健科学東日本、第一臨床医学検査センター、BML、三菱化学メディエンスの5つの施設が参加しています。



ネットワーク参加施設間の検査情報の流れ

導入効果（アウトカム）と導入規模（アウトプット）

導入効果（アウトカム）

顧客 救急搬送した「とねっと」参加患者のうち、携帯端末の使用によって効果があつた搬送患者数
 ※平成24年7月～平成25年3月まで

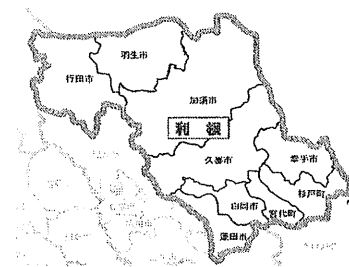
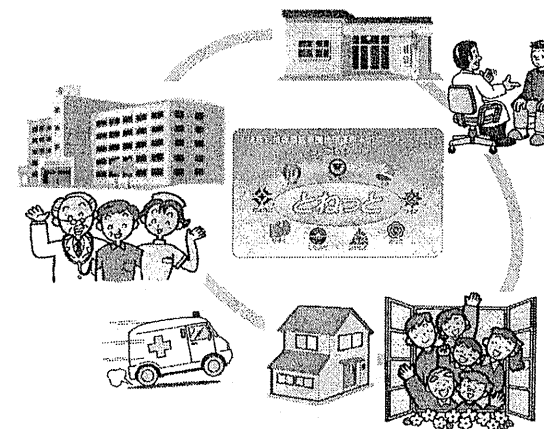
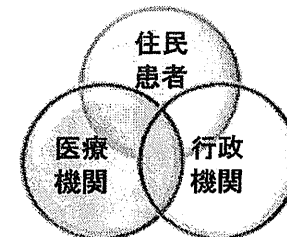
26人の搬送に効果

導入規模（アウトプット）

参加中核病院等数 : 15施設
 参加病院・診療所数 : 103施設
 参加患者数 : 10,292人

※導入効果はバランス・スコアカードの視点（「財務の視点」「顧客の視点」「業務プロセスの視点」「学習と成長の視点」）を用いて記載しています。バランス・スコアカード：組織の業績・効率を計測する評価手法であり、事業のパフォーマンスを4つの視点によって評価・分析する。

埼玉利根保健医療圏 地域医療ネットワークシステム 「とねっと」



利根保健医療圏

「とねっと」は、利根保健医療圏(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)に在住する住民(患者)の皆様が無料で参加できます。

国が平成22年1月29日に採用を決定した「利根保健医療圏における地域医療再生計画」の実現に向け、利根保健医療圏(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)内の医師会・自治体、「地域医療再生計画」への提案を行った実施事業者、加須保健所・幸手保健所で構成する「埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会」を平成22年7月20日に発足させ、「かかりつけ医カードと医療情報のネットワーク化による地域医療ネットワークシステム」の構築を図るための実質的な協議を重ねてまいりました。

今日の医療は、日常的な診療はかかりつけ医を中心に行いながら、急変時や詳細な検査、手術などは地域の中核病院で行う、役割分担が進められています。

そこで、中核病院にある医療情報をかかりつけ医と共有することで、地域の限られた人材や高度医療機器などを有効に活用します。

「とねっと」では、複数医療施設にまたがる医療情報を共有化し、住民(患者)の皆様を中心とした一貫性のある切れ目のない医療サービスを提供するものです。

「とねっと」に関する問合せ、申請書の送付先
 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局
 〒347-0031
 加須市南町 5-15(埼玉県加須保健所内)
 TEL 0480-63-0003 FAX 0480-63-0033
 E-mail tonet@rhythm.ocn.ne.jp
 ※問合せは、平日 9時から 17時まで
 (土・日・祝日・年末年始除く)
 HP: <https://sites.google.com/site/tonetsince2012/>



◆ 住民(患者)の皆様へ◆

～『かかりつけ医』をもちましょう～

- かかりつけ医とは、健康や病気のことを気軽に相談できるお医者さんのことです。通常は、身近な開業医のお医者さんを意味します。
- 高度な治療や入院が必要なときには、適切な専門医や入院施設を紹介してもらうこともできます。かかりつけ医からの紹介があれば、病院や専門医への受診がスムーズになります。
- かかりつけ医を持つことで、薬の処方や検査を一つにまとめることができ、わざわざ、複数の外来へ受診する必要がなくなります。



～『かかりつけ医カード』を作りましょう～

- 1 「とねっと」に参加(利用)するには、かかりつけ医カードを作る必要があります。
- 2 かかりつけ医カードを作るには、「とねっと」への参加(利用)同意申請が必要です。圏域内行政又は「とねっと」参加医療機関(各行政、各医療機関で窓口が異なりますので、不明な場合は協議会事務局までお問い合わせください。)にある申請用紙にご記入いただき、お住まいの行政窓口へ提出していただき、ご自身で協議会事務局まで郵送してください。
- 3 協議会事務局で「とねっと」へ情報の登録を行い、ご本人様に完了通知と「かかりつけ医カード」を送付します。
- 4 住民(患者)の皆様は、「とねっと」参加医療機関で医療情報の共有を希望する場合は、医療機関窓口で「かかりつけ医カード」を提示してください。
- 5 「かかりつけ医カード」は、「とねっと」参加医療機関で使われるだけでなく、救急搬送時においても救急隊が搬送者の情報を取得し、迅速な処置や搬送に活用されますので、財布などに入れ、携帯してください。



よくある質問

Q 「とねっと」の目的ってなに？

A 「とねっと」は、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した診療情報を共有化する地域医療ネットワークシステムです。

このシステムは、住民の皆さんの命と健康を守るため、地域の医師や看護師不足の中、限られた人材や高度医療機器などを有効活用し、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携し、地域全体で住民の皆さんの医療を完結していくものです。

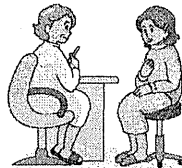
また、救急隊(救急車)が、現場でこのシステムを活用し、迅速・的確な救急活動に役立てていくものです。



Q 患者さんのメリットは？

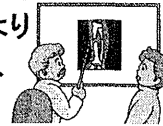
A このシステムを利用することで、検査結果や投薬情報が共有できるので安心です。また、重複検査や薬の重複投薬も防ぐことができます。

このシステムで、一貫した安全で効率的な、よい医療を受けることができます。



Q 共有される情報はなに？

A あなたの氏名、生年月日、住所などの基本情報のほか、医師の判断により登録される受診歴、処方・検査結果、画像(放射線、超音波など)などの情報です。



Q 「とねっと」に参加するには？

A 利根保健医療圏内の行政機関、又は、医療機関で配布する「とねっと」参加(利用)同意書の提出が必要です。提出後、協議会事務局から「とねっと」カード(かかりつけ医カード)がご自宅に後日郵送されますので、医療機関を受診の際、受付に提示してください。



Q かかりつけ医カードの役割って？

A 医療機関が患者情報を呼び出すための道具として、かかりつけ医カードを使用します。

また、かかりつけ医カードは、診療情報の共有のほか、救急時に救急隊が必要な患者情報を取得することで、救急患者のいち早い処置や搬送に活用されます。



Q 参加(利用)費用はかかりますか？

A 「とねっと」参加(利用)のための費用負担は、一切ありません。

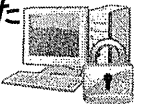
Q 自分の健康記録が登録できるの？

A ご自身の健康記録(身長、体重、血圧、検査値など)をパソコンやスマートフォンから「とねっと」に登録することで、自宅や医療機関であなたの情報を参照することができ、健康増進や重症化予防が図れます。*医療機関を受診されていない方も登録できます。

Q 個人情報を守られているの？

A このシステムで共有されている情報は、高度な暗号処理がされているので、盗み出されることはありません。

また、このシステムが利用できるパソコンや利用者は限定されているため、認められた者以外の人は、利用できません。



Q 参加(利用)をやめたいときは？

A このシステムの利用をやめたくなったり、いつでも中止することができます。利用をやめてもその後の治療等で何ら不利益を被ることはありません。



利根保健医療圏域内 (行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町) **にお住まいの皆様へ**

「とねっと」参加のご案内

(1) 「とねっと」の目的

「とねっと」は、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した診療情報を共有化する地域医療ネットワークシステムです。このシステムは、住民の皆さんの命と健康を守るため、地域の医師や看護師不足の中、限られた人材や高度医療機器などを有効活用し、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携し、地域全体で住民の皆さんの医療を完結していくものです。また、救急隊(救急車)が現場でこのシステムを活用し、迅速で的確な救急活動に役立てていくものです。

(2) 住民・患者さまのメリット

このシステムを利用することで、検査結果や投薬情報が共有できるので安心です。また、重複検査や薬の重複投薬も防ぐことができます。このシステムで、一貫した安全で効率的な、より良い医療を受けることができます。

(3) かかりつけ医カードの役割

「かかりつけ医カード」は、「とねっと」に共有されている医療情報を呼び出すための道具として使われます。「かかりつけ医カード」の役割は以下①～③のとおりです。
①「とねっと」参加医療機関でご自身の診療情報の共有を希望する場合、医療機関受付にかかりつけ医カードを提示することにより、ご自身の診療情報の参照・登録等が可能になります。
②救急搬送時において、救急隊及び搬送先医療機関(「とねっと」参加医療機関)が必要に応じて、患者情報を参照することによって、迅速な処置や搬送を行うことが可能になります。
③ご自身のパソコンやスマートフォンからご自身の健康記録(身長、体重、血圧、検査値など)を参照・登録することができ、健康増進や重症化予防が図れます。
⇒ (以下「とねっと」健康記録といいます。)

(4) システムの概要

システムの主な機能は、以下のとおりです。

- ①情報参照
- ②診療予約(紹介、逆紹介)
- ③検査予約
- ④連携バス(急性疾患、慢性疾患)
- ⑤救急隊(救急車)による情報参照
(かかりつけ医カード、救急車でモバイル端末参照)
- ⑥グループウェア

- ⑦住民の健康記録(「とねっと」健康記録)
- ⑧各種統計機能

※⑦の「とねっと」健康記録は、希望する方のみ利用できます。利用するためには、申請が必要です。医療機関を受診されていない方も直接ご利用できます。

(5) ネットワークの利用にあたって

「とねっと」を利用するためには、協議会で発行するかかりつけ医カードが必要となります。その他必要事項については、埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」利用規約(以下「利用規約」という。))をご確認ください。

※「とねっと」健康記録を利用するには、かかりつけ医カードIDとパスワードが必要です。

(6) 参加(利用)できる方

- 「とねっと」に参加できる方は、次の①～②の要件を満たす方です。
- ①利根保健医療圏域内【行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町】(以下「圏域内」という。)に**在住する住民(患者)の方**
 - ②「とねっと」参加(利用)説明書及び利用規約に同意いただける方

(7) 「とねっと」参加(利用)同意

「とねっと」に参加し、かかりつけ医カードの発行を受けるには、「とねっと」への参加(利用)同意が必要です(かかりつけ医カードの発行は無料です。)

《参加(利用)同意の手続き》

圏域内の「とねっと」参加受付窓口(以下「行政窓口」という。別表参照)、又は、「とねっと」参加医療機関(①参照)にある「とねっと」参加(利用)同意書に記入し、お住まいの行政窓口に提出するか、ご自身で協議会事務局まで郵送(②参照)することとし、これと併せて本人の氏名、住所、生年月日が確認できる書類(保険証あるいは免許証等)を提示(郵送する場合は、コピーを同封)してください。

- ① 「とねっと」参加医療機関の確認方法
 - 1 (14)により問合せください。
 - 2 「とねっと」参加医療機関一覧は、協議会ホームページ(<https://sites.google.com/site/tonetsince2012/>)に掲載しています。
- ② 協議会事務局まで郵送
 - 「とねっと」参加(利用)同意書
 - 氏名、住所、生年月日が確認できる書類(保険証あるいは免許証等)のコピー
 を封筒に入れ、80円切手を貼り、ポストへ投函してください。

(送付先) 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局
〒347-0031
加須市南町5-15(埼玉県加須保健所内)

(8) 参加（利用）同意書受付

- ①お住まいの行政窓口において、参加（利用）同意書を受け付けています。
- ②協議会事務局において、郵送による参加（利用）同意書を受け付けています。

(9) ネットワークへの参加登録

協議会事務局で「とねっと」参加（利用）同意書の記載内容を登録し、かかりつけ医カード及び完了通知書を約2週間で郵送します。

(10) 個人情報の利用目的

住民・患者さまからご提供いただいた情報は、次の目的で利用させていただきます。

- ①「とねっと」参加医療機関における診療及び参加医療機関間の医療連携での活用
- ②救急時における救急活動での活用

(11) 個人情報の安全確保

このシステムでは、患者さまの診療情報を守るために、次のような対策を講じています。

- ①このシステムで診療情報を参照することができるのは、協議会が許可した者に限られます。（法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護などのために必要がある場合は、ご本人の同意を得ずに情報を第三者に提供することがあります。）
- ②このシステムは、外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

(12) 個人情報の開示等

「とねっと」参加医療機関から「とねっと」へ提供される診断や処方、検査結果などの医療情報に係る個人情報に関して、協議会は、これらの訂正や開示等を行う権限を有しません。これらの開示等については、検査や処方、診断などを行った各医療機関へご相談ください。

(13) 免責事項

- ①協議会は、利用者が「とねっと」を利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。
- ②協議会は、「とねっと」の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(14) 注意事項

- ①「とねっと」参加医療機関にかかりつけ医カードを提示することにより、その医療機関でご自身の診療情報の参照・登録等が可能になります。このため、かかりつけ医カードを提示しなければ、その医療機関での診療情報は共有されません。また、かかりつけ医カードを提示する以前のデータは、共有されません。
- ②「とねっと」に登録される診療情報は、すべての情報ではありません。
- ③「とねっと」に情報共有されているデータは個人情報保護法が適用されるとともに、個々の患者さまの診療や救急を目的とすること以外の利用は、地域医療の公益性に基づき協議会の判断を経るものとします。

(15) 問合せ

①問合せ先

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局

②問合せ方法

TEL 0480-63-0003 FAX 0480-63-0033 E-mail tonet@rhythm.ocn.ne.jp

※問合せは、平日9時から17時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）。

【別表】「とねっと」参加受付窓口（行政窓口）

平成25年4月1日現在

行政名	課名等	所在地	電話番号
行田市	保健センター	行田市長野2-3-17	048-553-0053
加須市	医療体制推進課	加須市富士見町5-38 (医療診断センター内)	0480-63-0882
	本庁舎 国保年金課	加須市下三俣 290	0480-62-1111
	騎西総合支所 市民税務課	加須市騎西 36-1	0480-73-1111
	北川辺総合支所 市民税務課	加須市麦倉 1481-1	0280-62-2111
	大利根総合支所 市民税務課	加須市北下新井 1679-1	0480-72-1111
	加須市市民サービスセンター加須	加須市南町 3-51 (加須公民館内)	0480-62-0793
	加須市市民サービスセンター不動岡	加須市不動岡 790-1 (不動岡公民館内)	0480-62-7203
	加須市市民サービスセンター三俣	加須市北小浜 1000-1 (三俣公民館内)	0480-62-5367
	加須市市民サービスセンター礼羽	加須市馬内 623 (礼羽公民館内)	0480-62-7597
	加須市市民サービスセンター大桑	加須市南大桑 2881-1 (大桑公民館内)	0480-65-2201
	加須市市民サービスセンター水深	加須市船越 116 (水深公民館内)	0480-65-3353
	加須市市民サービスセンター樋萱川	加須市下樋萱川 835-1 (樋萱川公民館内)	0480-68-5940
	加須市市民サービスセンター志多見	加須市志多見 645 (志多見公民館内)	0480-61-5628
	加須市市民サービスセンター大越	加須市大越 1991 (大越公民館内)	0480-68-6103
	加須市市民サービスセンター田ヶ谷	加須市上崎 2080-1 (田ヶ谷総合センター内)	0480-73-2501
	加須保健センター	加須市諏訪 1-3-6	0480-62-1311
	騎西保健センター	加須市下崎 404-1	0480-73-3361
北川辺保健センター	加須市柳生 66-1	0280-62-3322	
大利根保健センター	加須市琴寄 901-1	0480-72-5799	
加須市国民健康保険北川辺診療所	加須市柳生66-1	0280-62-2300	
羽生市	健康医療課	羽生市東6-15	048-561-1121
久喜市	本庁舎 健康医療課	久喜市下早見 85-3	0480-22-1111
	中央保健センター	久喜市本町 5-10-47	0480-21-5354
	菖蒲保健センター	久喜市菖蒲町新堀 1	0480-85-7021
	栗橋保健センター	久喜市間鎌 251-1	0480-52-5577
	鷲宮保健センター	久喜市鷲宮 6-1-2	0480-58-8521
蓮田市	健康増進課	蓮田市大字黒浜 2799-1	048-768-3111
幸手市	健康増進課 (ウェルス幸手)	幸手市天神島 1030-1	0480-42-8421
白岡市	健康増進課 (保健センター)	白岡市千駄野 445 〔白岡市保健福祉総合センター (はびすしらおか)〕	0480-92-1201
宮代町	保険健康課 (保健センター)	宮代町百間 1119	0480-32-1122
杉戸町	健康支援課 (保健センター)	杉戸町堤根 4745-1	0480-34-1188

埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム 「とねっと」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会(以下「協議会」という。)が設置する地域医療連携ネットワークシステム(以下「とねっと」という。)の利用について必要な事項を定めるものです。

(サービスの提供)

第2条 「とねっと」に参加するためには、この利用規約に基づき、参加(利用)同意等の手続きを行っていただくことが必要です。協議会では、「とねっと」参加(利用)同意者の方に、「とねっと」によるサービスを提供します。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 「とねっと」 協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した診療情報を共有化する地域医療ネットワークシステムをいいます。このシステムは、住民・患者の皆さんの命と健康を守るため、地域の医師や看護師不足の中、限られた人材や高度医療機器などを有効活用し、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携し、地域全体で住民の皆さんの医療を完結していくものです。また、救急隊(救急車)が現場でこのシステムを活用し、迅速で的確な救急活動に役立てていくものです。
- (2) 協議会 利根保健医療圏(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)内の医師会・自治体、「地域医療再生計画」への提案を行った実施事業者、加須保健所・幸手保健所で構成される団体をいいます。
- (3) 圏域内行政 利根保健医療圏内の行政(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)をいいます。
- (4) 「とねっと」参加医療機関 「とねっと」に参加している医療機関をいいます。
- (5) 利用者 「とねっと」参加(利用)同意者であって、「とねっと」のサービスを受ける住民・患者をいいます。
- (6) かかりつけ医カード 利用者に発行される「とねっと」に参加するためのカードで、医療機関等が患者情報を呼び出すための道具として使用するものをいいます。
- (7) カードID かかりつけ医カードを識別するID番号をいいます。かかりつけ医カードに記載してあります。
- (8) パスワード 「とねっと」の健康記録において、本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (9) 協議会事務局 利用者からの「とねっと」利用上の問い合わせの受付及び回答、利用者の登録・撤回等の手続きを行う機関をいいます。

(参加(利用)同意及び健康記録利用申請)

- 第4条 「とねっと」に参加し、かかりつけ医カードの交付を受けるには、圏域内行政又は「とねっと」参加医療機関にある「とねっと」参加(利用)同意書に記入し、お住まいの行政窓口へ提出するか、自身で協議会事務局まで郵送することとし、これと併せて本人を確認できる書類等(保険証あるいは免許証など)を提示(郵送の場合は、コピーを同封)のうえ、「とねっと」参加(利用)同意を行うものとします。
- 2 「とねっと」に参加し、健康記録の利用を希望する場合は、「とねっと」参加(利用)同意書のパスワード欄に記入するものとします。
 - 3 「とねっと」参加後に健康記録の利用を希望する場合は、「とねっと」健康記録利用等申請書に記入し、前項の手続きと同様に行うものとします。

(かかりつけ医カードの発行等)

- 第5条 協議会事務局は、前条により提出のあった「とねっと」参加(利用)同意書の記載内容について確認を行い、かかりつけ医カード及び完了通知書を発行するとともに、「とねっと」参加(利用)同意書内容を「とねっと」に登録します。かかりつけ医カードは、協議会事務局で発行し、「とねっと」参加(利用)同意者へ送付します。
- 2 かかりつけ医カードの発行に料金は発生しません。
 - 3 利用者は、かかりつけ医カード及び完了通知書を次のとおり注意して取り扱うものとします。
 - (1) 利用者は、かかりつけ医カード及び完了通知書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等ないように適切に管理し、使用してください。
 - (2) かかりつけ医カードは、本人以外では使用できません。また、本人以外の者に対しこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(かかりつけ医カードの役割)

第6条 かかりつけ医カードは、「とねっと」に共有されている医療情報を呼び出すための道具として使われます。かかりつけ医カードの役割は次のとおりです。

- (1) 「とねっと」参加医療機関で、ご自身の診療情報の共有を希望する場合、医療機関受付にかかりつけ医カードを提示することにより、ご自身の診療情報の参照・登録等が可能になります。
- (2) 救急搬送時において、救急隊及び搬送先医療機関(「とねっと」参加医療機関)が必要に応じて、患者情報を参照することによって、迅速な処置や搬送を行うことが可能になります。
- (3) 自身のパソコンやスマートフォンからご自身の健康記録(身長、体重、血圧、検査値など)を参照・登録することができ、健康増進や重症化予防が図れます。

(かかりつけ医カード及びパスワードの利用、並びに管理)

- 第7条 利用者は、「とねっと」参加医療機関で医療情報の共有を希望する場合は、参加医療機関窓口で「かかりつけ医カード」を提示してください。
- 2 「とねっと」を利用するためのかかりつけ医カード及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。
 - (1) かかりつけ医カードは紛失せず、また、パスワードは他人に知られないように管理してください。
 - (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
 - 3 協議会は、かかりつけ医カード及びパスワードにより行われた行為については、本人により行われたものとみなします。

(かかりつけ医カード等の紛失又は盗難)

第8条 利用者は、かかりつけ医カード及び完了通知書の紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を協議会事務局に連絡するものとします。

(かかりつけ医カードの再発行及びパスワードの再交付)

- 第9条 かかりつけ医カード及びパスワードは、再発行及び再交付できるものとします。
- 2 利用者は、かかりつけ医カードを紛失、又は著しく棄損した場合は、「とねっと」かかりつけ医カード再発行申請書に記入し、再発行申請を行い、かかりつけ医カードの再発行を受けるものとします。なお、再発行申請の手続きは、第4条第1項と同様とします。
 - 3 利用者は、パスワードを忘れたときには、「とねっと」健康記録利用等申請書に記入し、再交付申請を行うものとします。なお、再交付申請の手続きは、第4条第1項と同様とします。

(登録変更)

第10条 利用者は、登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく圏域内行政又は「とねっと」

参加医療機関にある利用者登録変更届に記入し、お住まいの行政窓口へ提出するか、ご自身で協議会事務局まで郵送することとし、これと併せて本人を確認できる書類等（保険証あるいは免許証など）を提示（郵送の場合は、コピーを同封）のうえ、「とねっと」参加（利用）同意者登録の変更を行うものとします。

（参加（利用）同意の期間）

第11条 協議会において、「とねっと」参加（利用）同意書が受理されてから、「とねっと」同意撤回が受理されるまでの期間とします。

（参加（利用）同意の撤回及び健康記録利用撤回）

第12条 利用者は、「とねっと」参加（利用）同意の撤回を希望するときは、圏域内行政又は「とねっと」参加医療機関にある「とねっと」同意撤回届に記入し、お住まいの行政窓口へ提出するか、ご自身で協議会事務局まで郵送することとし、これと併せて本人を確認できる書類等（保険証あるいは免許証など）を提示（郵送の場合は、コピーを同封）するとともにかかりつけ医カードを返却するものとします。利用者から参加（利用）同意の撤回があったときは、協議会事務局は参加（利用）同意の撤回をします。

2 協議会事務局は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、参加（利用）同意を撤回するものとします。

- (1) 利用者が虚偽の届けをしたとき。
- (2) 利用者が協議会や参加医療機関で定める諸規程又はこの規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能と協議会が認めたとき。
- (4) 利用者が死亡した場合、あるいは、死亡した事実を協議会が確認したとき。
- (5) その他利用者として協議会で不適当と認めたとき。

3 「とねっと」に参加し、健康記録の利用のみを撤回するときは、「とねっと」健康記録利用等申請書に記入し、健康記録利用撤回申請を行うものとします。なお、健康記録利用撤回申請の手続きは、第4条第1項と同様とします。

（利用時間）

第13条 「とねっと」の利用時間は、下表のとおりとします。ただし、緊急の保守・点検を行う場合、「とねっと」の一部又は全部を停止することがあります。

患者情報の種類	利用時間
診療	24時間
健康記録	24時間
救急	24時間

（利用上の問合せ先）

第14条 「とねっと」の利用上の問い合わせは、協議会事務局にて次のとおり対応します。

対応の種類	対応時間
電話	平日 9時から17時まで ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます。
FAX	24時間 ※ただし、回答については電話の対応日時と同様とします。
電子メール	24時間 ※ただし、回答については電話の対応日時と同様とします。

（利用環境）

第15条 「とねっと」で提供する健康記録は、次の機器で利用することができます。

- (1) インターネットに接続できるパソコン
- (2) スマートフォン

（障害時の措置）

第16条 「とねっと」健康記録が障害等により利用できなくなった場合は、速やかに協議会事務局にご連絡いただけるようお願いします。

（禁止事項）

第17条 「とねっと」の利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 「とねっと」に対し、不正にアクセスすること。
- (2) 「とねっと」の管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) 「とねっと」に対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (4) 他人のかかりつけ医カード及びパスワードを不正に使用すること。
- (5) 医師の判断により登録される情報以外の登録を強要すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

（禁止事項に対する防御措置）

第18条 「とねっと」に対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者の情報の抹消、「とねっと」のサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

（免責事項）

第19条 協議会は、利用者が「とねっと」を利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 協議会は、「とねっと」の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

（著作権）

第20条 「とねっと」に含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、著作権法によって保護されています。「とねっと」に含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

（個人情報の保護）

第21条 協議会は、利用者の個人情報を本来の目的以外に利用又は提供せず、その取り扱いに十分な注意を払うものとします。

（管轄裁判所）

第22条 「とねっと」の利用又はこの規約に関して利用者及び協議会の間に生ずるすべての紛争については、協議会の所在地を管轄する裁判所とします。

（利用規約の変更）

第23条 協議会は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、この規約変更後に「とねっと」を利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

- 1 この規約は、平成24年2月1日から施行します。
- 2 この規約にかかわらず、第4条、第9条、第10条、第12条における圏域内行政で行う事務は、各行政ごと事務が可能となる日から開始するものとします。
- 3 この規約は、平成24年10月1日から施行します。

「とねっと」参加(利用)説明書

「とねっと」は、利根保健医療圏域内(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)(以下「圏域内」という。)の住民の皆様や医療機関にかかる患者さまに充実した医療サービスをご提供するために、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会が構築し、管理運営している地域医療ネットワークシステムです。

このシステムは、厚生労働省及び埼玉県が推進している地域医療再生計画の事業として運営されており、地域の医療機関、検査機関及び救急搬送時の救急隊(救急車)(以下「医療機関等」という。)間を安全なネットワークを介し接続して、診療や検査などの情報を共有するものです。

以下をよく御理解いただいた上で、御参加くださいますようお願い申し上げます。

1 「とねっと」の目的とは

「とねっと」は、住民(患者)の皆様が安心して治療を受けられる医療の実現に向けて、住民(患者)の皆様のプライバシー保護を厳重に図りながら、医療機関等間を結ぶネットワークで診療情報の一部を共有することにより、良質な医療サービスの提供と医療機関連携の充実強化を図り、さらには、救急活動の支援や住民(患者)自身による健康管理に活用していくものです。

2 「とねっと」に参加(利用)するメリット

- ・症状や診断に応じた最適な医療を受けることができます。また、救急搬送時にも役立ちます。
- ・かかりつけ医と中核病院の医師の切れ目のない連携により安心感が得られます。
- ・重複検査や薬の重複投与が防止できます。また、検査データが施設間で共有され、安全で質の高い診療をお受けになることができます。
- ・ご自身の健康記録をパソコンや携帯から「とねっと」に登録することで、ご自宅や医療機関で情報を参照することができ、健康増進や重症化予防を図ることができます。

3 かかりつけ医カードの役割

「とねっと」に参加(利用)同意した住民・患者の方には、「とねっと」カード《かかりつけ医カード》が発行(郵送)されます。このカードは、次のように活用されます。

- (1) あなた様が情報共有をしたい医療機関に《かかりつけ医カード》を提示することにより、その医療機関でご自身の診療情報の共有が可能となります。
- (2) 救急搬送時には、救急隊及び救急搬送先医療機関(「とねっと」参加医療機関である場合)が必要な患者情報を取得し、救急患者の迅速な処置や搬送に活用されます。

4 個人情報の安全確保

「とねっと」では、住民・患者の方の診療情報を守るために次のような対策を講じています。

- (1) 「とねっと」で診療情報を見ることができるのは、あなた様がかかりつけ医カードを提示した「とねっと」参加医療機関、救急時における救急隊及び救急搬送先医療機関が「とねっと」参加医療機関である場合です。
- (2) 「とねっと」は、外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

5 参加(利用)をやめたいときは

「とねっと」の参加をやめたくなった場合には、いつでも中止することができます。

※同意撤回届は、圏域内行政機関又は「とねっと」参加医療機関の窓口でお受け取りください。

6 最後に

「とねっと」への参加は、住民・患者の皆様一人ひとりの自由な意思によります。このシステムの目的、意義、安全性確保等に納得された方が御参加ください。もし、参加されなかった場合や途中で参加をやめた場合でも、今後の診療に何ら不利益を被ることはありません。

問合せ先：埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局

電話番号 0480-63-0003 平日9時～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)

持参の場合【保険証あるいは免許証等持参】

郵送の場合【保険証あるいは免許証等のコピー同封】

(住民・患者さま用)

お住まいの市・町の「とねっと」参加受付窓口

〒347-0031 加須市南町 5-15 (加須保健所内)
埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局 行

※記入例は、
裏面にあります

「とねっと」参加(利用)同意書

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会 様

私は、「とねっと」参加(利用)説明書を理解しましたので、私が「かかりつけ医カード」を提示する「とねっと」参加医療機関において私の診療情報が私自身の診療に活用されること、また、救急時において救急隊や救急搬送先医療機関(「とねっと」参加医療機関に限る)が私の診療・患者情報を取得し、救急に活用されることに同意します。

【必須記入項目】 ※必ず記入してください。

申請日:平成 年 月 日

フリガナ: _____

○氏名: _____

○性別: 男・女

明治・大正・昭和・平成

○血液型: A・B・O・AB・不明

○生年月日: 年 月 日

Rh: +・-・不明

○郵便番号: _____

○電話番号: _____

○住所: _____

○緊急連絡先: 近親者の氏名 _____ 続柄 _____

※必ず連絡がつく連絡先を
記入してください。

電話番号 _____

【任意記入項目】

○医療機関 (かかりつけ医) 名称 _____

名称 _____

○アレルギー なし・あり(_____)

○病歴(持病) ※今までかかったことがあるものにチェック☑してください。

心臓病 脳卒中 高血圧 糖尿病 腎臓病 貧血 肝臓病

高脂血症 胃・十二指腸潰瘍 婦人科系疾患 感染症 (_____)

その他 (_____)

○服用薬 ※薬剤情報提供書の薬名を記入してください。

○「とねっと」健康記録のパスワード

※別紙「とねっと」健康記録のご利用についてを参照し、

利用を希望する方は、4桁の数字を記入してください。

※生年月日や電話番号など他人に推測されやすい数字は避けてください。

本人の署名 (未成年者の場合はその保護者) _____

(代理者記載の場合:代理者氏名 _____ 続柄: _____)

チェック項目

記入事項に漏れや誤りはありませんか。

(郵送される場合) 本人確認書類(氏名、住所、生年月日の記載があるもの)のコピーを同封しましたか。

※本人確認書類:保険証、運転免許証、住基カードなど

<処理欄>※住民(患者)の皆様は、記入しないでください。

本人確認(確認日:H . . .)	F A X送信(送信日:H . . .)	システム登録(登録日:H . . .)
所属名 _____	所属名 _____	カードID番号: _____
確認者名(又は印)	確認者名(又は印)	登録者印
		通知日:H . . .

(記入例)

【必須記入項目】 ※必ず記入してください。

申請日:平成 24年 4月 1日

フリガナ: トネ タロウ

○氏名: 利根太郎

○性別: (男)・女

明治・大正 (昭和)・平成

○血液型: (A)・B・O・AB・不明

○生年月日: 12年 3月 14日

Rh: (+)・-・不明

○郵便番号: 347-1234

○電話番号: 0480-00-△△△△

○住所: 加須市下三俣 290 コーポとねA棟 102号

○緊急連絡先: 近親者の氏名 利根一郎 続柄 子

※必ず連絡がつく連絡先を記入してください。

電話番号 090-1234-0△0△

【任意記入項目】

○医療機関 (かかりつけ医) 名称 とね医院

名称 トネット眼科クリニック

○アレルギー なし・(あり) (卵アレルギー)

○病歴(持病) ※今までかかったことがあるものにチェック☑してください。

心臓病 脳卒中 高血圧 糖尿病 腎臓病 貧血 肝臓病

高脂血症 胃・十二指腸潰瘍 婦人科系疾患 感染症 ()

その他 ()

○服用薬 ※薬剤情報提供書の薬名を記入してください。

○△□錠 □△○細粒

○「とねっと」健康記録のパスワード

※別紙「とねっと」健康記録のご利用についてを参照し、

利用を希望する方は、4桁の数字を記入してください。

※生年月日や電話番号など他人に推測されやすい数字は避けてください。

--	--	--	--

健康記録をパソコンやスマートフォンで見たり入力したりするために必要な4ケタの数字です。必要な方は記入してください。

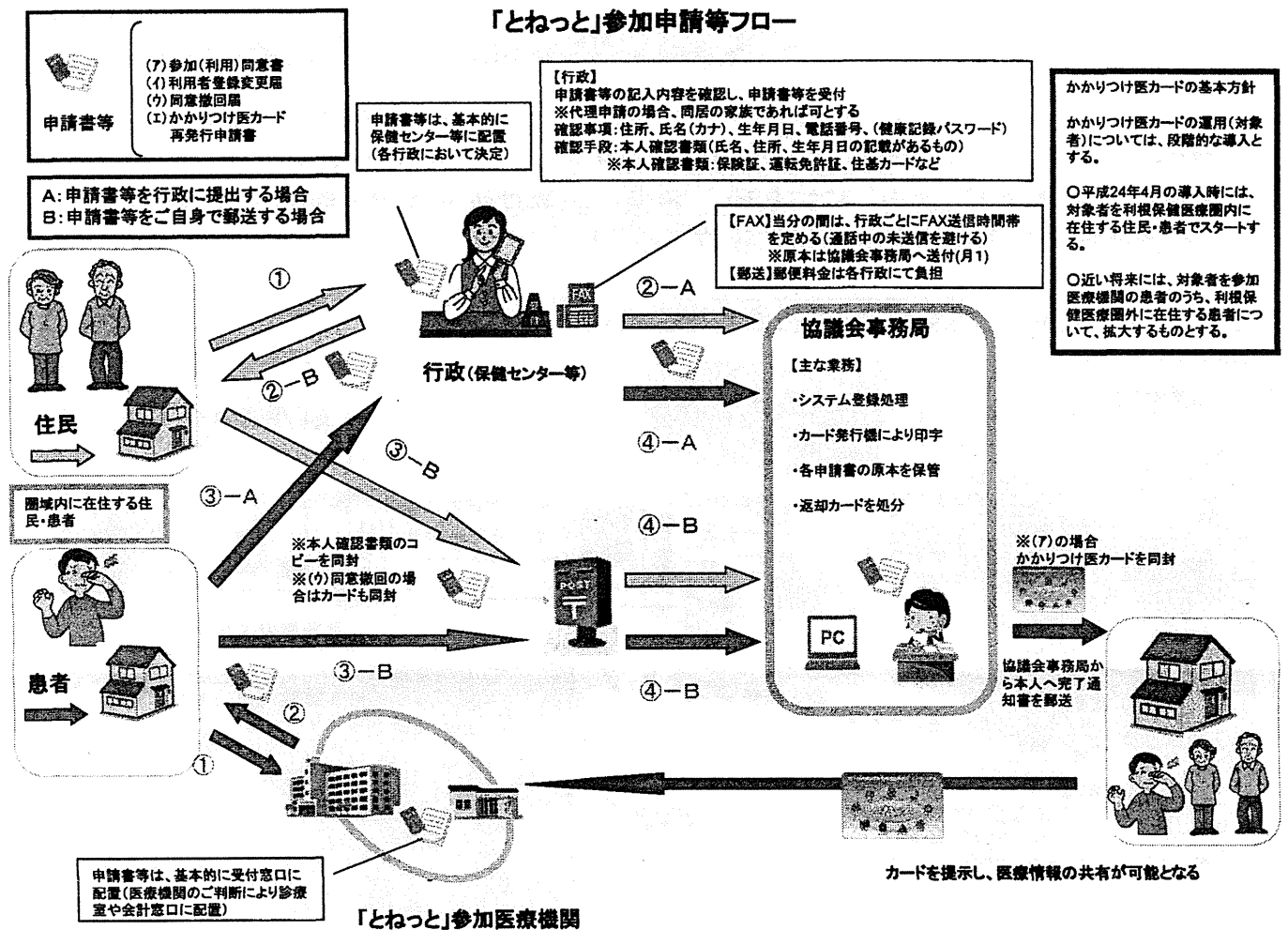
本人の署名 (未成年者の場合はその保護者)

利根太郎

(代理者記載の場合:代理者氏名

続柄:)

「とねっと」参加申請等フロー



同意書、申請書、届の提出について

提出方法

- お住まいの行政窓口へ提出
※各行政で受付開始日が異なります。
- ご自身で協議会事務局まで郵送
※平成24年3月1日から郵送受付を開始。

次のものをそろえて提出してください。

A 同意書、申請書、届(該当するもの)

- 「とねっと」参加(利用)同意書
- 「とねっと」利用者登録変更届
- 「とねっと」同意撤回書
- 「とねっと」かかりつけ医カード再発行申請書

B 本人確認書類(氏名、住所、生年月日の記載があるもの)を提示(※郵送する場合は、コピーを同封)

※本人確認書類とは、保険証、運転免許証、住基カードなどです。
 ※コピーは、なるべくA4サイズで1枚にまとめてください。サイズが大きい場合、又は、枚数が多い場合は、90円切手が必要になる場合がありますのでご注意ください。(以下、注意事項参照)

※同意撤回する場合

C かかりつけ医カード

■注意事項

※郵送する場合、専用封筒をご使用ください。専用封筒以外を使用する場合は、左図のとおり宛先を記入し、裏面に郵便番号、住所、氏名をご記入ください。切手は、80円(定型 重量25g以内の場合)切手をお貼りください。重量が25gを超える場合は、90円切手が必要になります。不明な場合は、投函する前に郵便局でご確認ください。

【参考】封筒5g、用紙(A4サイズ)1枚あたり4g、かかりつけ医カード5g

※配達と登録処理に日数がかかりますので、ご了承ください。

C ※同意撤回する場合のみ

A

B

切手 347-0031

加須市南町5-15(加須保健所内)

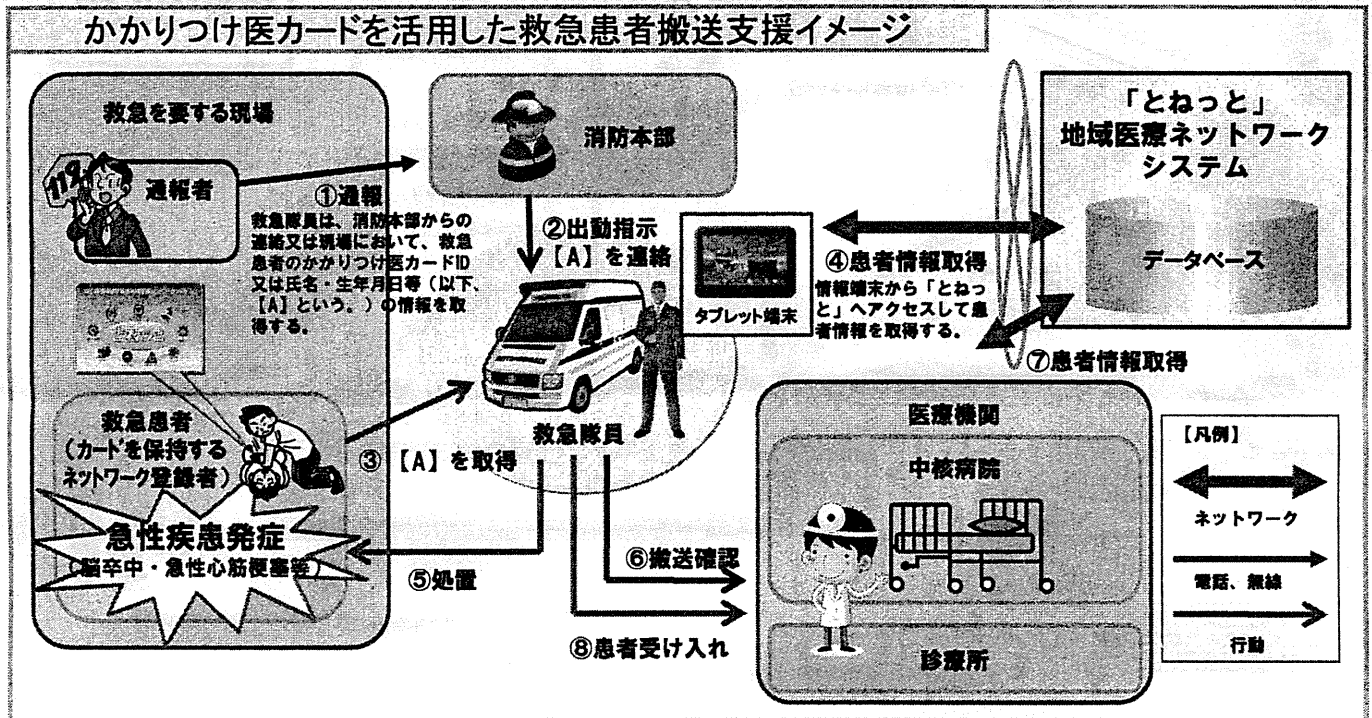
埼玉利根保健医療圏
 医療連携推進協議会事務局 行

「かかりつけ医カード」を活用した救急患者搬送支援

「かかりつけ医カード」は、地域医療ネットワークシステムに同意した住民に発行されるもので、システムに保存された患者情報を参照するためのカードです。

救急時には救急隊がこのカードを活用し、救急に必要な患者情報を取得することにより、救急患者の迅速な処置や搬送に役立てることができます。

かかりつけ医カードを活用した救急患者搬送支援イメージ



「とねっと」健康記録について

概要

ご自身の健康記録【身長、体重、血圧、検査値（検診項目程度）を登録（更新）することで、健康記録が共有され、ご自身だけでなく、「とねっと」参加医療機関や救急隊も参照することができるようになり、次のように活用されます。

【住民・患者】

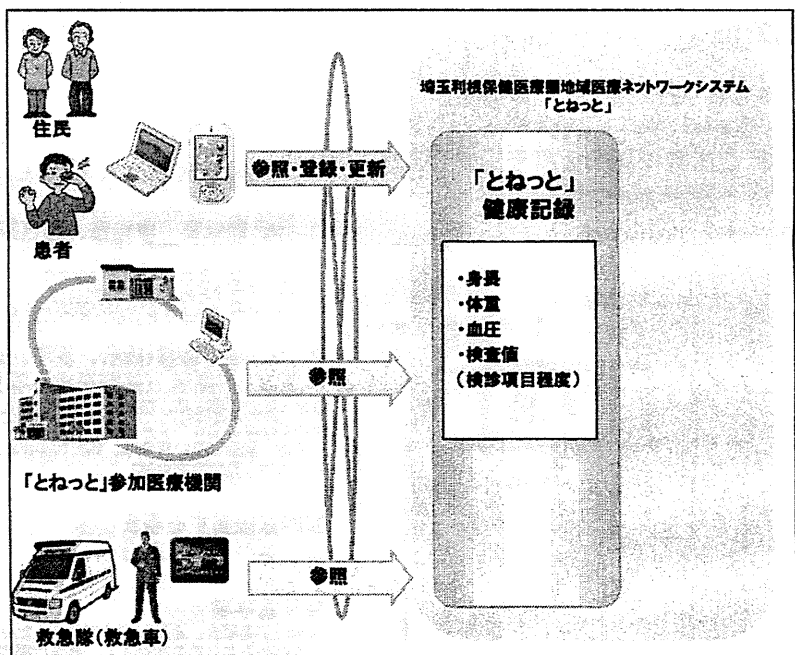
健康増進や重症化予防が図れます。

【「とねっと」参加医療機関】

診療を補助するものとなります。

【救急隊】

救急時の迅速な対応が可能になります。



※「とねっと」健康記録は、希望する方のみ利用できます。なお、利用するためには、申請が必要です。

1 かかりつけ医カードをもっていない場合

「とねっと」参加利用申請書にある「とねっと」健康記録のパスワード欄に記入してください。パスワード欄（数字4桁）にご記入があれば、「とねっと」健康記録利用がご利用になります。

2 かかりつけ医カードを持っている場合

「とねっと」利用者登録変更届に必要な事項を記入し、協議会事務局へ提出してください。提出方法は、「とねっと」参加（利用）同意書の提出と同じです。

※「とねっと」健康記録を利用するためには、パソコンやスマートフォンが必要です。

※「とねっと」健康記録にアクセスするためには、かかりつけ医カードIDとパスワードが必要です。

※「とねっと」健康記録インターネットアドレス <https://phr.to-net.org>

「とねっと」には、こんな便利な機能もあります。

ご自分の日々の健康状態を記録して、健康づくりに役立てましょう！

「とねっと」健康記録のご利用について

埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」には、健康記録の機能(以下『「とねっと」健康記録』という。)があり、ご自身の健康情報【身長、体重、血圧、検査値(検診項目程度)】を参照・登録(更新)することができます。

■ 「とねっと」健康記録を利用すると

- 血圧や体重の変化などを記録して、ご自身の健康管理に活用できます。
- 「とねっと」に参加している医療機関の医師が、あなたの健康情報を参照して診療に役立てることもできます。
- 旅行先などで、かかったことのない医療機関を受診することになった場合に、ご自身のスマートフォンで「とねっと」健康記録に登録された情報を医師に見せることで、より多くの情報を医師に伝えることができます。

■ どなたでも簡単に利用できます。

- ご自身のパソコンやスマートフォンを使って、手軽に利用することができます。
- 「とねっと」健康記録は、医療機関を受診していない方も利用できます。

■ 申込みの方法

- 「とねっと」参加(利用)の申込みの際に、あわせて「とねっと」健康記録の申込みをすることができます。
⇒ 別紙『「とねっと」参加(利用)同意書』の「とねっと」健康記録パスワード欄に任意の4ケタの数字を記入して提出してください。

※ 利用申込み時に記入するパスワード(4ケタの数字)は、「とねっと」健康記録にログインするとき必要となります。

※ パスワードは、後日、「とねっと」健康記録上で変更することができます。

※ パスワードを忘れた場合は、協議会事務局へお問い合わせください。

■ 利用(ログイン)の方法

- 「とねっと」健康記録にアクセスします。⇒ <https://phr.to-net.org>
※ 協議会ホームページのトップページからもアクセスできます。
<https://sites.google.com/site/tonetsince/2012/>
- 「かかりつけ医カードID」とパスワードを入力します。
※ 「かかりつけ医カードID」は、「とねっと」参加後に発行される「かかりつけ医カード」裏面に記載された8ケタの数字です。
- 詳しくは、『「とねっと」健康記録』上で公開している「操作マニュアル」をご覧ください。

【問合せ】協議会事務局

TEL 0480-63-0003 FAX 0480-63-0033

E-mail tonet@rhythm.ocn.ne.jp

厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
脳卒中や心筋梗塞に関する医療連携構築に関する研究

平成 25 年度 総括・分担研究報告書

発行 平成 26 年 3 月 31 日
発行者 平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
脳卒中や心筋梗塞に関する医療連携構築に関する研究
研究代表者 横田 裕行（日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野）
東京都文京区千駄木 1-1-5 Tel. 03-3822-2131

